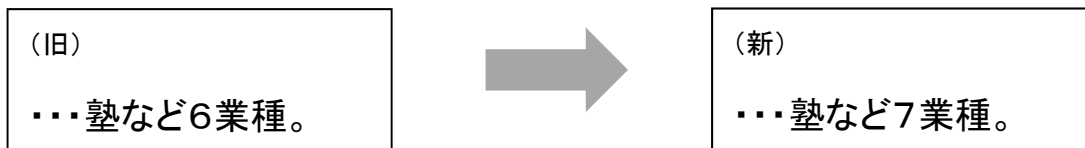


生徒用教材「社会への扉」 特定商取引法改正に伴う訂正のお願い

- 5 ページ 下記の黒枠の部分（表の「継続的なサービス」の「特徴」）を以下のように訂正をお願いいたします。

平成 29 年 12 月 1 日から特定の美容医療が追加され（例えば医療脱毛など）、これに伴い、6業種から7業種になりました。



4 契約をやめる—クーリング・オフ

Q4とA4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

➔ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

- 「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。➔ 届出は必要ない
- クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品や事業者へ返品し、支払った代金は全額返金される。
- 詳しくは「消費者センター—クーリング・オフ」

○若者がトラブルにあいやすい販売方法とクーリング・オフ期間

販売方法	特徴	期間
訪問販売・キャッチセールス等・アポイントメントセールス等	不意打ち的に勧誘される（関係者に悪意マンが来る、街頭などで呼び止められる等）、契約締結が取り消される等。	8日
継続的なサービス	美容教室・エステ・家庭訪問 塾など8業種。店から店へ行って契約した場合もクーリング・オフできる。	8日
遠隔販売取引（マルチ商法・ネットオークション等ともいわれる）	先輩、友人、知人から、「すぐに利益が出る」、「人を紹介することでバックマージンが入る」などと誘われる。最終の利益は残ったが全額返金金を求められる。	20日

ワーク 3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。（ヒント）Q4の消費者の状況や、上の表の「特徴」に注目。

プラスα クーリング・オフができない場合、契約はやめられる？

○事業と違う説明をされた。のメリットだけ説明され、デメリットを説明されなかった。
○「帰って」と言っても悪意マンに居座られて勧誘された。
○「帰りたい」と言っても店から帰らせてくれない勧誘された。

➔こんな状況で契約した場合、消費者契約法によって契約を取り消すことができる。

【解説 1】○○に入る漢字二文字を考えた上で、消費者が置かれている状況について断り書いてみよう。

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質・量・交渉力の違いに着目したルールといえる。

繋がろう！ 解約できるかな？と思ったら消費者センター（☎188）へ